

## 太田市わんわんパトロール隊設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、犬の散歩をしながら防犯パトロールを行い、犯罪の抑止及び防犯意識の向上を図るため、太田市わんわんパトロール隊（以下「わんわんパトロール隊」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 わんわんパトロール隊の参加対象は、市に登録され、かつ当該年度の狂犬病注射済の犬及び飼い主とする。

### (参加登録)

第3条 わんわんパトロール隊に参加を希望する場合は、飼い主の住所、氏名及び電話番号並びに犬の名前、犬種及び年齢を登録するものとする。

### (バンダナ及び腕章の交付)

第4条 前条の登録をした場合には、登録した者（以下「登録者」という。）にバンダナ及び腕章を交付する。

### (活動内容)

第5条 防犯パトロールは、登録者の日常における犬の散歩に合わせて行うものとする。

- 2 前項の散歩をするときは、前条の規定により交付を受けたバンダナを犬又は登録者（犬の綱等を含む。）が着用するものとし、併せて登録者は腕章を着用するものとする。
- 3 散歩中に不審者、不審車両等を見つけた場合には、110番通報するものとする。

### (参加登録の変更等)

第6条 登録者は、第3条の登録事項に変更があったとき、又は参加登録を取り消しようとするときは、届け出るものとする。

### (その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。